

意見書

下妻市長 菊池 博 様

令和7年8月13日
審査請求人 宮部龍彦

令和6年12月5日付「福指令第5号 公文書非公開決定処分」につき、下妻市情報公開・個人情報保護審査会の答申が出されたところでありますが、意見を申し上げます。

1. 求める結論

- (ア) 『荊棘』を公文書と認めて開示してください。
- (イ) 仮に直ちに開示できないとしても、任意的に複写を認めるか、所管課から市立図書館へ納本（所蔵・閲覧提供）して、市民が図書館で閲覧・複写できる状態を確保してください。これらはいずれも市長の裁量で可能な、穏当かつ可視性の高い解決策です。

2. 理由

本件は、一般の雑誌のように容易に入手できず、そのためには「愛する会」本部を直接訪れる必要があり、既刊は入手困難です。それでも類型で一律に除外したため、市民感覚と、公刊物を公文書としない情報公開条例の例外規定の趣旨が食い違っています。

添付の写真のとおり、現地は非常に敷居の高い雰囲気、団体幹部の中には威圧的な装いの人物が混在する場面もあります。市職員や、ひょっとすると市長ご自身も何かの折に目にしているのではないのでしょうか。この環境で「誰でも入手可能」と言い切るのは無理があります。

以上を踏まえ、公文書としての開示が最善です。少なくとも、任意複写の容認または図書館納本により、市民のアクセス権を実質的に担保できます。

3. 結び

情報公開は、市政への信頼の入口です。今回は答申の論理よりも、市長の常識と裁量が試されます。どうか、複写の容認や図書館納本等という、前向きな一手で、下妻市の姿勢を示してください。

以上